

1 事業年度終了後の報告

NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等 (①～⑥の書類) を事業年度終了後 3 カ月以内に提出しなければなりません (法 29、条例 8)。

また、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NPO 法人の設立の認証を取り消すことができます (法 43①)。

なお、定められた期日までに提出がない場合には、20 万円以下の過料に処されることがあります (法 80)。

○毎事業年度終了後のフロー

